

## 5月は消費者月間です



【令和8年度統一テーマ】  
見える情報 見えない仕組み  
～AI時代の消費者力を高めるために～



消費者庁イラスト集より

### 【見える情報】にとらわれない！

その画面、信じて大丈夫？

SNSの広告や、AIが生成したフェイク動画等の偽情報に気を付ける。

### 【見えない仕組み】を意識する！

あなたの好みは勝手に分析されている。

あなたが見た画面、あなたが注文した商品、データがどのように使われているかその仕組みを理解しよう。

### 【消費者力】をアップデート！

便利だけど、裏があるかも。

「即決しない」「公式サイトを確認する」「規約を読む」習慣を。

※5/26(火)～5/29(金)の期間、  
消費生活に関する啓発資料等  
を霞城セントラル1Fアトリウムで  
展示しています。  
是非、足をお運びください。

山形市Webサイト  
令和8年度消費者月間



消費者庁Webサイト  
令和8年度消費者月間



### 消費者月間

「消費者保護基本法(消費者基本法の全身)」が昭和43年5月に施行され、昭和63年には施行20周年を記念して、毎年5月が「消費者月間」と定められました。時代や社会情勢に応じた統一テーマが毎年設定され、今年で39回目となります。

### 山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1霞城セントラル3階

〈相談受付〉火～日(月・祝休館)午前9時～午後5時

〈相談専用電話〉023-647-2211

いやや

消費者ホットライン188もご利用ください

山形市公式 LINE  
にて毎月センター  
情報を配信中です



【国民生活センターFAQ】  
トラブル解決を支援する  
情報が提供されています

